

1 件 名

規約の改正について（組織改編に伴う事務局の変更）

2 内 容

令和 8 年度の県の組織改編に伴い、本協議会の事務局を変更する。

県では、交通施策に関する各種計画を一元的に集約し、総合的な企画・調整を担うとともに、効果的なプロジェクト創出や新たな組織体制の検討を行うため、令和 8 年度に企画部内に交通戦略推進課を設置した。

沖縄県地域公共交通協議会は、交通関連計画を担う交通戦略推進課に移管されたことから、事務局を交通戦略推進課に改める必要がある。

3 その他資料

改正（案）

新旧対照表

< 参考 > 組織改編概要

沖縄県地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 沖縄県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を沖縄県那覇市泉崎1-2-2に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 沖縄県警察本部交通部長又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (9) 沖縄本島内の市町村及び交通利用者の代表者又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑

な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（部会）

第8条 第3条に規定する協議事項のうち、特定の事項に関する協議については、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（圏域別分科会）

第9条 第3条第3号に関して、市町村間の広域的な移動について関係者と協議等を行うため、北部、中部、南部圏域の分科会を設置する。

（協議結果の尊重義務）

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第11条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通戦略推進課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第12条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（委任）

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。

2 この規約は、令和5年11月29日から施行する。

3 この規約は、令和7年5月1日から施行する。

4 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

沖縄県地域公共交通協議会規約

(下線部分は、修正箇所)

新 旧 対 照 表	
改 正 案	現 行
第 1 条～第10条（略） （事務局） 第11条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部<u>交通戦略推進課</u>内に事務局を置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 第12条及び第13条（略） 附 則 1 この規約は、令和 5 年 7 月18日から施行する。 2 この規約は、令和 5 年11月29日から施行する。 3 この規約は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。 <u>4 この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u>	第 1 条～第10条（略） （事務局） 第11条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部<u>交通政策課</u>内に事務局を置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 第12条及び第13条（略） 附 則 1 この規約は、令和 5 年 7 月18日から施行する。 2 この規約は、令和 5 年11月29日から施行する。 3 この規約は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

2 令和8年度組織改編の概要

③ 企画部関係 改編概要

交通施策に関する各種計画を一元的に集約し、総合的な企画・調整を担うとともに、効果的なプロジェクト創出や新たな組織体制（部、局等）の検討を行うため、企画部内に交通戦略推進課を設置する。

